

農地法第3条第1項の許可に係る審査基準

熊谷市農業委員会

行政手続法（平成5年法律第88号。以下、「手続法」という。）第5条の規定に基づき、次のとおり農地法（昭和27年法律第229号。以下、「法」という。）第3条第1項の許可に係る審査基準を定める。

熊谷市農業委員会が、法第3条第1項の許可に係る審査を行うときは、法、農地法施行令（昭和27年政令第445号。）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。）の定めによるほか、平成12年6月12日付け農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」に基づいて審査を行う。